

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項(R7/10/25更新)

事業者名称	小山調剤薬局駅東通り店
住所	栃木県小山市駅東通り2-28-19-2
代表者名	伊沢 泰直
電話番号	0285(22)3387
事業目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営方針	①利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

○職員等の体制

薬剤師 2～3名、 事務員 1～2名

○営業日時

原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、お盆、国民の祝祭日、年末年始(12月29～1月3日)を除く。

○利用料 介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費

医療保険の場合は在宅訪問服薬指導として以下の点数が加算されます

単一建物診療患者(注1)が1人の場合 650点

単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 320点

単一建物診療患者が10人以上の場合 290点

介護保険の場合は居宅療養管理指導として以下の点数が加算されます

単一建物診療患者(注1)が1人の場合 518点

単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 379点

単一建物診療患者が10人以上の場合 342点

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合 1回につき100円(①に加算)